

平成30年度みなとデイサービスセンター事業計画

社会福祉法人みなと寮

1. 目的

通所介護事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、生活支援員（介護職員）、機能訓練指導員が、要介護状態の利用者に対し、適切な指定通所介護を提供することを目的とします。

また、介護予防・日常生活支援総合事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員及び看護職員、生活支援員（介護職員）、機能訓練指導員が、要支援状態またはサービス利用対象の利用者に対し、適切な指定介護予防型通所サービス・指定短時間型通所サービスを提供することを目的とします。

2. 基本方針

①通所介護の提供にあたっては、要介護状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護その他必要な援助を行ないます。また、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行ないます。

②介護予防・日常生活総合支援事業における介護予防型通所サービス・短時間型通所サービスの提供にあたっては、要支援状態の利用者に可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。また、利用者の要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行ないます。

③利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。

④事業の実施にあたっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者等、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

⑤サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等へ情報の提供を行ないます。

⑥前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）並びに「指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年厚生労働省令第35号）に定める内容を遵守し、事業を実施します。

3. 重要事項

- ①利用対象者：第1号被保険者（65歳以上の要介護・要支援の認定を受けている人）
第2号被保険者（40歳から64歳迄の医療保険加入者、脳血管障害等特定の疾病による老化が原因で、要介護・要支援の認定を受けている人）
- ②利用定員：35人
- ③事業実施地域：大阪市港区、大正区、西区、住之江区
- ④営業日：月～土曜日・祝日
- ⑤サービス提供時間：午前9時～午後5時
- ⑥サービス利用料：要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付額を除いた額（サービス提供体制加算・入浴加算・処遇改善加算含む）
 - ・介護給付平均自己負担額：（6～7時間利用／1日）
713円（要介護1・1割負担の方）～2,372円（要介護5・2割負担の方）
 - ・介護予防型通所サービス自己負担月額：
1,766円（要支援1・1割負担）・3,531円（要支援1・2割負担）
3,621円（要支援2・1割負担）・7,241円（要支援2・2割負担）
 - ・短時間型通所サービス自己負担月額
1,235円（週1回利用・1割負担）・2,470円（週1回利用・2割負担）
2,534円（週2回利用・1割負担）・5,067円（週2回利用・2割負担）
 - ・食事に係わる費用は別途600円。
- ⑦サービスの内容：食事、入浴、排泄、生活指導、機能訓練、健康チェック、レクリエーション、送迎、介護相談等

4. 契約書、重要事項説明書、通所介護計画（介護予防型通所サービス計画・短時間型通所介護サービス計画）及び苦情解決システム

利用に際しては、事業所と個々の契約が基本となります。サービスに関わる重要事項説明書を利用者及び家族に対して十分に説明し契約を結びます。

基本的には居宅支援事業所が作成した居宅サービス計画に基づき、利用者又はその家族に対し十分な説明と同意を得る中で、通所介護計画（介護予防型通所サービス計画・短時間型通所サービス計画）を作成・交付し、サービスを提供します。

また、利用者からのサービスその他に関わる苦情に関しては、意見箱の設置や窓口を設けて、監督官庁の下、迅速かつ適切に解決していきます。

5. 介護サービスの内容

①食事

食べることは大きな楽しみの一つでもありますので、食卓の雰囲気に気を配り、四季折々に季節感あふれる食事や、行事に伴う特別な献立を提供します。

また、事業所における食中毒等の事故を未然に防ぐため、安全な食材の確保と安全な調理に努め、職員・利用者が手洗いや消毒など励行し衛生管理に努めます。

②入浴

体調に十分な注意を払いながら、快適かつ安全に入浴できるように援助を行うことにより、清潔の維持・心身のリフレッシュを図ります。重度な方は機械浴も御利用頂けます。

③排泄

排泄は個々のペースに合わせて行い、同時に健康状態の把握等も行うとともに、利用者の尊厳には十分配慮します。

④生活指導／レクリエーション

利用者とその家族への日常生活全般にわたる相談に応じ助言・援助を行います。レクリエーション・リズム体操・歌唱等を通じて心身機能の維持向上、介護予防に努め、社会参加・社会貢献・生きがいづくり・健康づくりなどの活動として取り組んでいきます。

⑤健康チェック

施設来所時、入浴等身体への負担が大きいプログラムの前に、利用者の状況に応じて随時実施します。必要に応じ主治医、医療機関、家族との連絡を行い、疾病等の早期発見、早期治療に努めます。

⑥送迎

家庭と施設間の送迎を行い、利用者及び家族の心身の負担の軽減を図ります。

⑦機能訓練

急性期から回復期にかけての医療分野と、維持期での介護分野の関係が相互に連携しあう体制を構築していくとともに、介護予防としてのプログラムの導入を図っていきます。

6. 地域との交流を深める

施設の設備や機能の情報公開は、高齢者による選択を容易にするため重要であり、施設広報誌・地域行事への参加や地域社会資源との交流等により情報提供を行うとともに、ボランティア、実習学生等の受け入れなども積極的にを行います。

社会資源としての事業所の機能を積極的に地域へ開放・提供し、地域交流に努めていきます。

7. 防災対策

①災害発生予防対策

出火防止、災害防止のため、毎月1日を防災の日と定めて防災設備等の点検管理を行い、不備欠陥のないよう安全の確保に努めます。

②防災教育

消防計画書並びに地震防災応急計画書に従って、人命安全防護のための教育を、職員には年2回、利用者には随時行い周知徹底・防災意識の向上を図ります。

③避難・消火訓練

発生時の被害を最小限にとどめるため、通報連絡・避難誘導・消火の訓練は定期的

に行い、消防機関の指導を要請する訓練は年2回行います。

8. 個人情報保護

個人情報の取り扱いについては当法人で定める個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき関係法令を遵守します。利用に際し個人情報の種類、利用目的、利用法、提供法等を明確にし契約時に十分に説明と同意を得ることで個人情報保護への積極的な取り組みを実行し、人権意識の向上を図っていきます。

また、特定個人情報（マイナンバー）の取り扱いについても、当法人で定める特定個人情報保護規程に基づき、関係法令を遵守します。

9. 高齢者虐待防止

高齢者に対する虐待は家庭や施設等で身近な問題として存在します。「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、誰もが直面し得る人権問題として捉えるとともに、特に介護に携わる専門職は、高齢者の尊厳を支える利用者本位のよりよいケアの実現を目指すことが求められており、この問題を十分認識し、高齢者虐待の防止に積極的に取り組んでいきます。

また、利用者の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わないものとします。

10. 介護サービス情報の公表

介護保険制度の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択」を現実のサービス利用において保障するための「介護サービス情報の公表」に積極的に取り組んでいくとともに、インターネットや紙媒体を活用した情報公開を行い、事業所運営の透明化を図っていきます。

また、自己評価を行うことで現状実施しているサービス内容を点検し、より質の高いサービスの提供に努めていきます。

11. サービスの質の向上

サービスの質は、職員の人格・知識・技能に比例します。資質の向上は本来自己啓発が基本ですが、施設内外の研修には利用者のサービスに低下を来さぬよう工夫して、極力多数が参加できるように努力します。

研修で得た情報は、報告・伝達を確実にを行い職員全員のものになるようにします。施設の方針を明確に理解して、職分に応じた責務を万全に担い、協働できる人材の養成に努め、介護・福祉関係の資格（介護支援専門員・介護福祉士・介護職員実務者研修・社会福祉士・精神保健福祉士等）については積極的に資格取得をすすめていきます。

平成30年度 年間行事計画、特別献立

	行 事	特 別 献 立
4月	お花見	「創立記念日」「お花見(弁当)」
5月	カーネーション作り	「端午の節句」
6月	音楽会	「時の記念日」
7月	七夕(笹飾り)	「七夕」「土用の丑」
8月	夏祭り(模擬店)	「お盆」
9月	敬老祝賀会	「秋分の日」
10月	室内運動会	「体育の日」
11月	そば打ち実演	「文化の日」
12月	クリスマス会	「冬至」「クリスマス」
1月	書き初め	「おせち料理」
2月	節分豆まき	「節分」「バレンタインデー」
3月	雛人形作り	「ひな祭り」「春分の日」

※毎月～誕生会

※みなとふれあい福祉のひろば(冬期:実施日未定)

※港区デイサービス事業者連絡会(1回/月)

※地域保育園との交流会(1回/月)

※各種ボランティア(随時)

平成30年度 職員内部研修会計画

月	研 修 内 容
4月	事業計画について、制度の見直し
5月	(特定)個人情報保護、プライバシーの保護の取組み、人権研修
6月	食中毒予防について
7月	介護予防について
8月	認知症ケアについて
9月	事故の発生及びその再発防止について
10月	身体拘束等の排除のための取組について
11月	感染症対策について
12月	非常災害時の対応について
1月	高齢者虐待防止について
2月	人権研修、感染症対策について
3月	倫理及び法令遵守について